

障害者初回雇用奨励金

(ファースト・ステップ奨励金)

1 概要

中小企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる56～300人規模の中小企業）が初めて身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用した場合に、奨励金を支給するものです。

2 内容

(1) 主な支給要件

- ① 雇用保険の適用事業主で、雇用する常用労働者数が56～300人の事業主。
- ② 平成21年2月6日以降に、次のア～ウに掲げる対象労働者（雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限ります。）を安定所の紹介により、一般被保険者（身体障害者及び知的障害者にあっては短時間労働者）として1人（精神障害者である短時間労働者として雇い入れる場合は2人）以上雇い入れ、かつ対象労働者を奨励金の支給後も引き続き雇用することが確実であると認められる事業主。
 - ア 身体障害者
 - イ 知的障害者
 - ウ 精神障害者
- ③ 対象労働者の雇い入れ日の前日までの過去3年間に上記②のア～ウに該当する対象労働者について雇用実績のない事業主。
- ④ 対象労働者の雇い入れた日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの期間において、雇用する被保険者を解雇等事業主の都合で離職させていないこと。

(2) 支給額

対象労働者1人目を雇用した場合に限り、奨励金100万円を支給します。
ただし、精神障害者である短時間労働者を雇い入れる場合は、2人以上の雇い入れをもって1人目と見なします。

3 問い合わせ先

上記以外にも要件があります。詳しくは
最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部にお尋ねください。